



民生委員児童委員はいつもあなたのそばにいます

稲枝民児協だより

2026年8月1日

第 67 号

発行

稲枝民生委員

児童委員協議会

編集：広報部

【今回のテーマ】「介護」について

健康で毎日を過ごしていると「介護」について考えることは、ほとんどないかもしれません。しかし、年を取ると体の変調がきたり、ご家族の誰かの介護が必要が出てきたりします。そんなとき、「介護」のことをある程度理解していると安心です。そのためにも健康なうちに介護の全容を把握しておくことがとても大切なことです。

何か変だ、気になる事

- ・よくテレビで認知症の番組があるが、家の親も認知症じゃないか？
- ・最近よく同じことを繰り返し話すようになったなあ
- ・料理や家電の操作など、作業に困難を感じていませんか？
- ・今日は何日だった？店までの道が分からなくなった。



- ・あれ？どこに置いたかな？
- ・「あれ」「それ」が多くなってきたんじゃない
- ・穏やかな人が怒りっぽくなったり、社交的だった人が家に引きこもりがちになったりと、性格や行動が今までと違うんじゃない。
- ・毎日お風呂に入っていたのに入らなくなった。同じ服を何日も着ている。

こんな時には、遠慮なく担当地域の民生委員にご相談してください。

担当民生委員に連絡を取りたい場合には

稲枝民生委員児童委員協議会事務局

☎ 0749-43-4020 で教えていただきます。

民生委員児童委員に一度相談してください。

本人を家で介護したいがどうすればいいのだろう

〈食事、入浴、看護などの相談〉

施設に入居させたいがどうすればいいのか？

週に何回か、施設でみてもらえるような制度はないかなあ
自宅設備を改修して、安心して暮らせるようにしたい 等々

一歩前に進もう

「もっと早く相談すれば良かった」と

知っていますか？介護保険

40歳以上の方が介護保険料を納めて、介護や支援が必要になったときサービスが利用できる制度です。

65歳以上の人 【第1号被保険者】…どんな病気や怪我が原因で介護が必要になったは問われません。

40歳以上65歳未満の人 【第2号被保険者】…老化が原因とされる病気（※1）により介護や支援が必要となったときに、市の認定を受けてサービスが利用できます。

※1 特定疾患・初老期における認知症 脊柱管狭窄症 早老症 糖尿病性神経障害 関節リュウマチ
骨折を伴う骨粗しょう症 等々

介護で迷ったら「地域包括支援センターいなえ」へ相談を!!

介護だけでなく高齢者にかかる問題、悩みや不安について、本人、家族はもちろん友人・知人や地域の方がなんでも気軽に相談に行ける“よろず相談所”です。

業務内容（相談無料）

- ・介護の総合的な相談
- ・介護認定申請の代行
- ・悪徳商法等の消費者被害、虐待（疑い）などの相談
- ・介護予防が必要な方への支援
- ・関係機関とのパイプ役
- ・認知症・介護予防などの出前講座

場所は、稲枝北小学校前の市道をはさんだ向かい側にある建物です。昔のJA東びわこ農協稲村支店のあった所です。



住所 彦根市下岡部町632

☎0749-47-3320 業務時間 平日 9:00～16:45

要介護の区分は、「どの程度の手助けが必要か」という7つ段階（要支援1・2、要介護1～5）で判定する基準です。数字が大きくなるほど介護の手間が増え、より充実した介護サービスが受けられますが、一方、介護費用の自己負担額も増えます。

<介護区分の目安>

要支援1	日常生活は、ほぼ自分でできますが、掃除やごみ出しなど一部に手助けが必要です。
要支援2	立ち上がりや歩行などに少し不安定さがあり、状態を維持するためのサポートが必要です。
要介護1	部分的な介助が必要です。着替えや入浴などに少し手助けが必要です。
要介護2	食事や排泄を含む日常生活全般にわたって、何らかの介助が必要です。
要介護3	自力での立ち上がりや歩行が困難になり、ほぼ全面的な介助が必要です。
要介護4	日常生活のほとんどで介助が欠かせず、寝たきりに近い状態になることもあります。
要介護5	寝たきり状態で、食事、排泄、移動など全ての動作に全面的な介護が必要です。

仕事と介護の両立

高齢者の心身のケアは、かつて家族が担っていましたが、介護保険制度により社会で分担されるようになりました。平成12年（2000年）に「介護を家族だけでなく社会全体で支える」という考えのもと、介護保険がスタートし、3年ごとに見直しが行われ、様々なサービスが生まれ、選択肢も増え、利用しやすくなりました。

当初は全く別制度であった、医療保険と介護保険が連携して受けられるサービスもあります。

両立支援で離職を回避！

介護休業（まとまった期間を休む）

- ・対象家族1人に対し、通算93日まで取得可能。3回まで分割取得できます。
- ・要件が満たせば、雇用保険から介護休業給付金を支給（賃金の67%）

担当地域の高齢者Aさんとの会話

Aさん「この間は、お世話になりました。あれから介護認定の調査があって、要支援2でした。」

民生委員「そうですか。」

Aさん「要支援2では、あんまりいろいろしてくれはへんみたいで。」

民生委員「まだまだご自身でできるよと証明してくれはったんやないですか。ま、一度つながると、要介護に段階が進んだとしても、これからは関わりを持ってくださっているから、早いし安心ですよ。少しでも動いて生活してください。」

自分で判断するのではなく、専門家に見てもらって、正しく理解をする事が大事です。ちょっとでも不安を感じたら担当地域の民生委員または地域包括センターまでご連絡ください。

一方、「介護離職」が社会問題となり、企業の経営リスクに直結することから、法律の改正により、仕事と介護が両立できる支援制度の従業員への周知や仕事環境の整備について、企業に義務化されました。

介護休業や介護休暇の制度が充実し、企業独自の介護支援策も生まれています。まず、介護に困ったらお勤めの企業の担当部署にご相談ください。

介護休暇（短期間・突発的に休む）

- ・1日または時間単位で休める。1年度、最大5日。（対象家族が2人以上は10日）

介護のための短時間勤務制度（働きながら両立する）

- ・看護のため、労働時間を短縮して働けます。
- ・対象1人に、3年以上の期間で2回以上取得可能。

稲枝民生委員児童委員の子育て支援

いなっこひろば

無料・予約不要

（会場：稲枝支所北隣・南老人福祉センター）

毎月第2・第4金曜日（10：00～11：30）に開催。0歳児から就学前までの親子が気軽に交流できる場所、子育てにホッと一息つける場所です。

9月11日(金) } 自 8月28日(金) 親子ふれあい遊び(運動遊び)
10月9日(金) } 由 9月25日(金) 人形劇のつどい
11月13日(金) } 遊 10月23日(金) ハロウィンのつどい
び 11月27日(金) 親子ヨガ



2026年6月26日「七夕祭り」に向けて